巻末資料

第2期札幌市文化財保存活用地域計画(案)に対するパブリックコメント

1 実施期間

令和7年1月8日(水)から2月6日(木)までの30日間

2 資料

第2期文化財保存活用地域計画(案)本書、概要版及び小・中学生用資料

3 資料の配布方法・閲覧場所

- ・ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・ 札幌市市民文化局文化部文化財課(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階)
- · 各区役所総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 市内文化財施設(時計台、豊平館、旧永山武四郎邸、旧札幌控訴院庁舎(札幌市資料館)、札幌市埋蔵文化財センター)
- ・ 札幌市公式ホームページ

4 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、札幌市公式ホームページ上のお問い合わせフォーム、持参

5 パブリックコメント実施結果

(1) 意見提出者数 6人 意見件数 9件

(2) 内訳

(ア) 年代別内訳

年代	19 歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80 歳以上	計
人数	0	0	0	1	1	1	3	0	6

(イ)提出方法別内訳

提出方法	郵送	ファックス	電子メール	ホームページ	持参	計
人数	0	1	1	4	0	6

(ウ) 意見内訳

	分類	件数	構成比
第1章	目的と位置付け	1	11.1%
第2章	札幌市の概要	0	0.0%
第3章	札幌市の文化財	0	0.0%
第4章	札幌市の歴史文化	0	0.0%
第5章	文化財の保存・活用の方針	2	22.2%
第6章	文化財の保存・活用に関する取組	1	11.1%
第7章	札幌市の関連文化財群	5	55.6%
	計	9	100.0%

No.	章	意見概要	札幌市の考え方
1	第1章 目的と位置付け	第2次札幌まちづくり戦略ビジョンと第2期札幌市文化財保存活用地域計画との関連図に疑問がある。第2期札幌市文化財保存活用地域計画は、文化局文化部文化財課の個別のアクションプランであり、それを達成することで第2次札幌まちづくり戦略ビジョンの実現に貢献するのだと思う。戦略ビジョンは、札幌市の最上位のビジョンである。	幌市まちづくり戦略ビジョンが示す方向性を踏まえた計画です。ご意見のとおり、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンが示す「目指す姿」の実現に資するよう第2期札幌市文化財保存活用地域計画での取組を
2	第5章 文化財の保存・活用 の方針	札幌市内で最近でも、明治や大正の貴重な 民間の建築物が取り壊されていることを聞く ことが多い。民間の建物だと所有者が代わった場合や、再開発の区画上で解体に該当した 場合に取り壊す持ち主も多いようである。 札幌市としても、時計台や豊平館のような 観光資源や歴史を伝える、民間の歴史建築物 を壊されることをただ把握するだけで離業 く、持ち主に対して、建物を生かした商業利 用や、補助金制度の紹介、建物を残し歴史を 伝えることの大切さなど、話し合いで取り壊 し以外の選択に導くのも必要と思う。また、 修繕や維持も大変なので、補助金の増額など したほうがよいと思う。 そのように残す努力をしないと、札幌市内 にある民間の歴史建築物は再開発等でなくな ると思う。	
3	第5章 文化財の保存・活用 の方針	札幌市にはおよそ500か所の縄文、続縄文、 擦文の遺跡があるが、札幌市民が実際に遺跡 を見ることが出来るところはあるのか? 少なくとも数か所でも、遺跡をきちんと保存 し、市民が見られるようにすべきだと感じる。 札幌埋蔵文化財センターに遺物展示はある が、実際の遺跡があることで市民の意識もあ がると考える。	札幌市農業体験交流施設サッポロさとらんど内に 保存されている丘珠縄文遺跡(縄文晩期~続縄文文 化)を活用して、毎年部分的に発掘調査を実施し、調 査中の遺跡を市民に公開するイベントを開催してお り、土器や石器等が出土している様子を間近で見学し ていただくことができます。 今後も、丘珠縄文遺跡でのイベントの周知に努めて まいります。
4	第6章 文化財の保存・活用 に関する取組	どが好きでよく訪問する。しかし、規模の小 さい、もしくは古い施設などではアイヌ文化	令和3年度~令和12年度)では、基本理念として「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を掲げ、アイヌ文化の保存・継承・振興やアイヌ民族に関する理解の促進等に取り組んでおります。 引き続き、様々な形でアイヌ文化の保存、啓発活動
5	第7章 札幌市の関連文化財 群	「旧札幌控訴院庁舎保存修理事業」について、建物自体は残しても、「旧刑事法廷」は、裁判長が被告人を見下す、『法の下での平等』、『疑わしきは被告人の利益』と『推定無罪』の原則に反し、冤罪を量産する構造に成っている。日本の司法は「中世レベル」を象徴している。「旧刑事法廷」の内装は撤去すべきである。	旧札幌控訴院庁舎(札幌市資料館)の刑事法廷展示室は、創建当時の法廷を再現し司法の歴史を現わしたものです。 ここでの展示を通じて、過去の司法制度の問題点や、戦後から現在に至る司法改革の経緯を学ぶことができる学習の場を提供しております。

No.	章	意見概要	札幌市の考え方
6	第7章	宮の森ジャンプ競技場は、今後、競技には使	宮の森ジャンプ競技場は、費用縮減や大会運営、選
			手育成の効率化等が見込まれることから、大倉山ジャ
	群	のみ残して、解体した方がよい。	ンプ競技場への併設化を目指しております。
			併設後の後利用については、オリンピックのレガシ
			ーを継承しつつ、これまでの歴史や地域性を踏まえ、
			今後、検討していきます。
7	第7章	札幌市として、歴史的な文化財を残すことに	計画で定めた「文化財の価値を多くの市民が共有
	札幌市の関連文化財		し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅
	群	る札幌にとって、札幌のルーツを保存するこ	力あふれる都市」を目指して、取組を進めてまいりま
		とには大きな意義があると思う。	す。
		関連文化財群1に記載の「大友堀、札幌黄、	また、札幌村郷土記念館は、地元の保存会が主体と
		亀太郎など」を顕彰する「札幌村郷土記念館」	なり、市指定有形文化財である「札幌村・大友亀太郎
		は貴重な施設と思う。	関係歴史資料」や札幌村の歴史に関する資料を展示、
		来館者の数や認知度だけで存続を決めるの	
		ではなく、札幌のルーツを顕彰する「札幌村	な財産であると認識しております。
		郷土記念館」の存在意義は高いと思う。	
8	第7章	タマネギは明治4年(1871年) 開拓使が輸	
		入したものと、明治 10 年 (1877 年) お雇い外	
	群	国人ブルックスが輸入した、イエローグロー	とおりとさせていただきますが、今後、タマネギの説
		ブダンバース(札幌黄)種があります。	明をする際には、いただいたご意見を参考にしなが
			ら、関連文化財群の魅力がより伝わるよう情報発信を
	hele m de		行ってまいります。
9	第7章	関連文化財群マップ〈大友堀〉に、大友亀	関連文化財群マップには、関連文化財群の構成文化
	札幌市の関連文化財	7 THE DE GRAPH TO STEE THE TOTAL TOT	財を記載しております。この構成文化財は、札幌市歴
	群	アムペンブルックス博士顕彰碑を記入する。	史文化のまちづくり推進協議会が開催した市民ワー
			クショップの意見などを踏まえて、設定されたもので
			あることから、ご意見のあったものを直ちに追加する
			ことはできませんが、これまでに設定された関連文化
			財群への文化財の追加や情報更新などについては、今
			後の検討とさせていただきます。